

市第69号議案 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例の制定について

1 条例の趣旨

近年、本市において、家屋や敷地内にごみ等の物を堆積又は放置することで、害虫や悪臭の発生、火災の発生や物の崩落のおそれ等を生じさせている、いわゆる「ごみ屋敷」が問題となっています。このような「ごみ屋敷」は、ごみを堆積又は放置している堆積者自身の生活環境を損なうだけでなく、近隣の生活環境にも悪影響を与えることがあるため、「ごみ屋敷」状態の解消や発生の防止に取り組む必要がありますが、現行の法令では、対応できる範囲に限界があります。

そこで、「ごみ屋敷」の発生防止、解消、再発防止のための支援及び措置について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

2 条例の概要

(1) 条例の目的 (第1条)

住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防ぐとともに、それを解消し、かつ再び発生させないための支援及び措置を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(2) 不良な生活環境 (第2条 第1項 第2号)

物の堆積又は放置に起因して、害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は崩落のおそれがあること等により、当該建築物等又はその近隣の生活環境が損なわれている状態

(3) 基本方針 (第3条)

- ア 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とする。
- イ 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添った支援を行う。
- ウ 市、地域住民、関係機関その他の関係者が協力して、不良な生活環境の発生の防止に努め、また堆積者が自ら解消することが困難な場合には、解消に向けたあらゆる対策を行う。
- エ 堆積者への支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずる。

(4) 支援 (第6条)

- ア 相談
市長は、当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合にも必要な対応がなされるよう、支援する。
- イ 情報提供、助言その他の支援
市長は、相談を受けた場合又は必要があると認める場合は、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。
- ウ 排出の支援等
市長は、不良な生活環境が近隣の生活環境を損なう状態であり、又はそのおそれがあり、堆積者自ら解消を行うことが困難であると認める場合は、同意を得た上で、堆積物のうち一般廃棄物（事業系を除く）の排出の支援、収集・運搬・処分を行う。

エ 再発防止のための支援

市長は、ウの排出の支援等を行った後に、再び不良な生活環境を発生させないため、地域住民等による見守りその他の地域における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組を支援する。

(5) 措置 (第7～9条)

ア 指導

市長は、不良な生活環境が近隣の生活環境を損なう状態であり、支援によって解消することが困難であると認めるときは、堆積者(確知できない場合は所有者)に指導することができる。

イ 勧告

市長は、指導を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消されない場合は、期限を定めて堆積者等に解消措置を行うよう勧告することができる。

ウ 命令

市長は、勧告を行ったにもかかわらず、近隣の生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、期限を定めて堆積者等に解消措置を行うよう命ずることができる。

エ 代執行

市長は、堆積者等が命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法の規定により、自ら解消措置を行い、その費用を徴収することができる。

(6) 調査 (第10～12条)

ア 調査・報告徴収

市長は、支援の実施に必要な限度において、堆積等の状態、建築物等の所有関係その他必要な事項について調査をし、又は所有者その他関係者に対し報告を求めることができる。また、官公署に対し、親族関係その他堆積者に関する事項について報告を求めることができる。

イ 関係機関等に対する情報提供

市長は、民生委員及び規則で定める関係機関に対し、支援の実施に必要な範囲内で、アの調査又は報告の結果を提供することができる。

ウ 立入調査

市長は、措置の実施に必要な限度において、職員に、建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者等に質問させることができる。

(7) 審議会の設置 (第13条～17条)

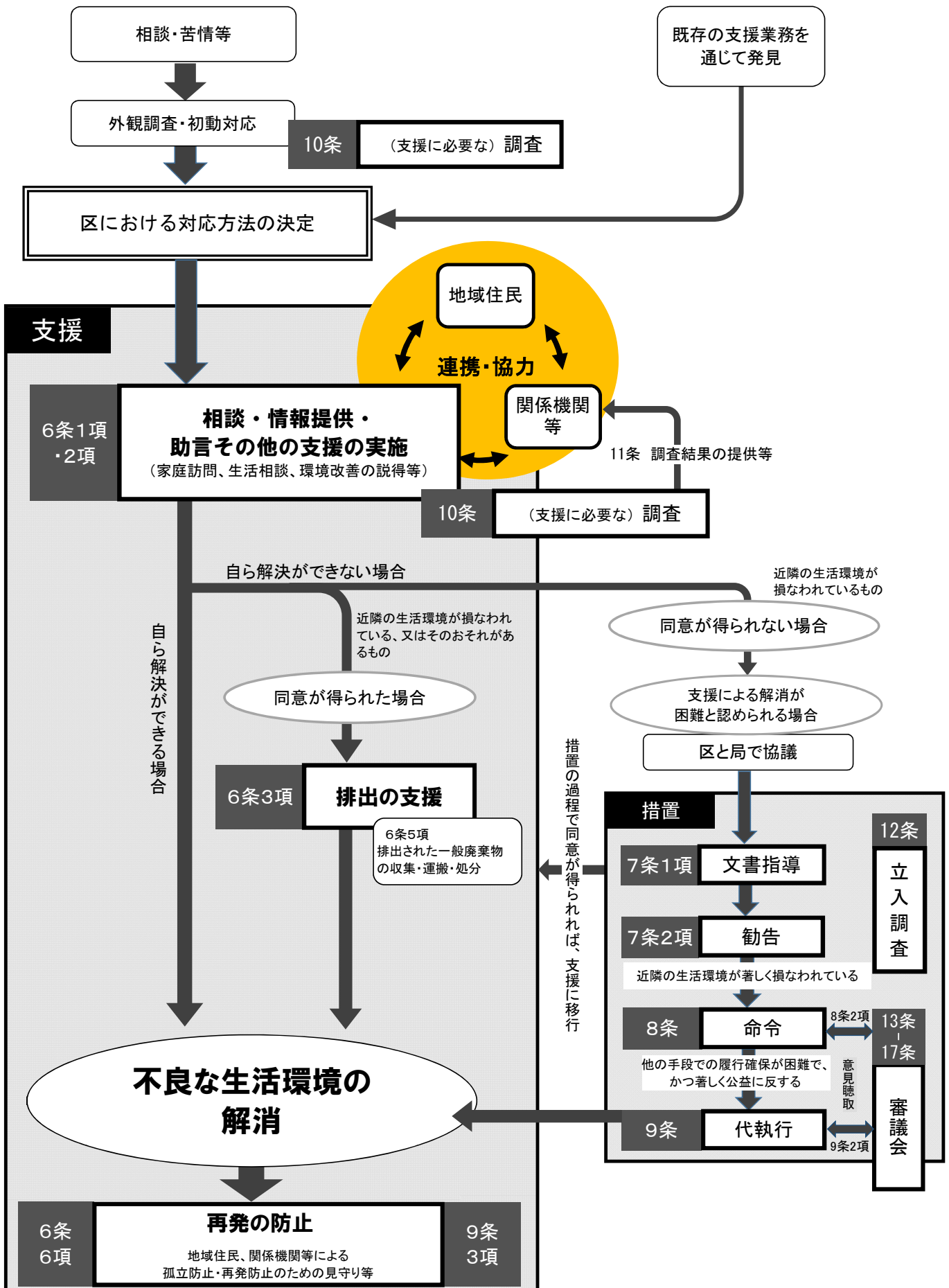
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会を設置し、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、又は答申する。

- ア 命令、代執行に関すること。
- イ 不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

(8) 施行日 (附則)

平成28年12月1日とする。

いわゆる「ごみ屋敷」対策のフロー



各区での事前調査結果

(平成28年6月末時点)

区	周辺に影響がある 不良な生活環境の件数
鶴見区	6
神奈川区	5
西区	3
中区	15
南区	5
港南区	0
保土ヶ谷区	3
旭区	9
磯子区	2
金沢区	4
港北区	1
緑区	1
青葉区	0
都筑区	0
戸塚区	2
栄区	1
泉区	1
瀬谷区	2
全市合計	60